

## 参 考 資 料

- 1 杉並区教育振興基本計画審議会委員名簿
- 2 「杉並区教育ビジョン2022」の策定経過
- 3 杉並区教育振興基本計画審議会条例
- 4 杉並区教育振興基本計画審議会条例施行規則

# 1 杉並区教育振興基本計画審議会委員名簿

	氏名	所属等(委嘱時)	備考
区民 【2名】	おおつ しんいち 大津 真一	公募	
	かとう ともこ 加藤 智子	公募	
学校教育及び社会教育の関係者 【6名】	かたやま まりこ 片山 真理子	杉並区立小学校PTA連合協議会会長	
	こばやかかわ やすこ 小早川 康子	杉並区立中学校PTA協議会会長	
	しぶや まさひろ 渋谷 正宏	杉並区立富士見丘中学校校長	
	にしやま まさとし 西山 雅俊	杉並区立桃井第四小学校 学校運営協議会会長	
	ますだ ゆみこ 増田 由巳子	杉並区青少年委員協議会会長	
	まつの やすかず 松野 泰一	杉並区立天沼小学校校長	
学識経験者 【5名】	おおたけ さとる 大竹 智	立正大学社会福祉学部子ども教育福祉学科教授	
	かわべ たかこ 河邊 貴子	聖心女子大学現代教養学部教育学科教授	
	こくに よしひろ 小国 喜弘	東京大学大学院教育学研究科教授	副会長
	まきの あつし 牧野 篤	東京大学大学院教育学研究科教授	会長
	まつうら りゅうたろう 松浦 隆太郎	東京学芸大学特別支援教育特別専攻科講師	

## 2 「杉並区教育ビジョン2022」の策定経過

### (1) 杉並区教育振興基本計画審議会

回	開催日	主な議事
第1回	令和2年10月29日	委員委嘱、会長互選、副会長指名、教育委員会による諮問、意見交換
第2回	令和2年12月24日	意見交換
第3回	令和3年1月25日	意見交換
第4回	令和3年3月29日	新教育ビジョン構成案・骨子案について
第5回	令和3年4月23日	新教育ビジョン骨子について
第6回	令和3年5月27日	新教育ビジョン（原案）について
第7回	令和3年6月25日	新教育ビジョン答申（案）について 審議会答申

### (2) 教育委員会

区分	開催日	主な議事
議案	令和2年1月17日	新教育ビジョンの策定方針について
議案	令和2年2月29日	杉並区教育振興基本計画審議会条例
議案	令和2年6月24日	杉並区教育振興基本計画審議会条例施行規則
報告	令和2年7月13日	杉並区教育振興基本計画審議会区民委員の公募について
議案	令和2年10月14日	杉並区教育振興基本計画審議会委員の委嘱について
報告	令和2年10月14日	杉並区教育振興基本計画審議会区民委員の公募結果 及び審議会の審議スケジュール等について
報告	令和2年11月11日	第1回杉並区教育振興基本計画審議会の実施報告について
報告	令和3年1月13日	第2回杉並区教育振興基本計画審議会の実施報告について
報告	令和3年2月8日	第3回杉並区教育振興基本計画審議会の実施報告について
報告	令和3年4月14日	第4回杉並区教育振興基本計画審議会の実施報告について
報告	令和3年5月14日	第5回杉並区教育振興基本計画審議会の実施報告について
報告	令和3年6月7日	第6回杉並区教育振興基本計画審議会の実施報告について
報告	令和3年7月14日	第7回杉並区教育振興基本計画審議会の実施報告について
議案	令和3年7月14日	「杉並区教育ビジョン2022（案）」の策定について
議案	令和3年11月10日	「杉並区教育ビジョン2022」の策定について

(3) シンポジウム・区民アンケートの実施

	実施状況等	
すぎなみ教育シンポジウム 2020	○実施日 ○参加者 ○テーマ	令和2年12月12日(土) 186人 【内訳】会場96人、オンライン90人 みんなで話そう！考えよう！これから10年の杉並の教育
杉並区教育ビジョン アンケート	○実施期間 ○回答数	令和2年12月4日～令和3年3月19日 578件 【内訳】 学生459件 ・小学生449件 ・中学生7件 ・学生(高校・高専)1件 ・学生(大学・短大・専門学校)1件 ・年代回答なし 大人119件

(4) 区民等の意見提出手続

期間：令和3年8月1日～令和3年8月31日 28件 79項目

### 3 杉並区教育振興基本計画審議会条例

令和2年3月16日

条例第15号

(設置)

第1条 杉並区の教育振興基本計画（教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定により定めるものをいう。次条において同じ。）を策定するため、杉並区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、杉並区教育振興基本計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、杉並区の教育振興基本計画の策定に関し必要な事項について調査審議し、答申する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、教育委員会に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者につき、教育委員会が委嘱する委員13人以内をもって組織する。

(1) 区民 2人以内

(2) 学校教育及び社会教育の関係者 6人以内

(3) 学識経験者 5人以内

2 委員の任期は、前条第1項の規定による答申が行われた日（以下「答申日」という。）までとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 審議会に副会長1人を置き、会長が指名する委員をもってこれに充てる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(委員以外の者の出席等)

第6条 審議会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、杉並区教育委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、答申日の翌日から施行する。
- 2 この条例は、答申日の翌日に、その効力を失う。
- 3 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和50年杉並区条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部に次のように加える。

杉並区教育振興基本計画審議会	会長日額 14,500円
	委員日額 12,000円

- 4 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。  
別表教育委員会の部杉並区教育振興基本計画審議会の項を削る。

## 4 杉並区教育振興基本計画審議会条例施行規則

令和2年6月24日  
教委規則第31号

(趣旨)

第1条 この規則は、杉並区教育振興基本計画審議会条例（令和2年杉並区条例第15号）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(招集の通知)

第2条 会長は、緊急やむを得ない場合を除き、あらかじめ会議の日時、場所及び議題を示して、委員に招集の通知をしなければならない。

(会議録)

第3条 会長は、会議ごとに、次に掲げる事項を記載した会議録を作成し、公表するものとする。

- (1) 会議の日時、場所及び議題
- (2) 会議に出席した委員その他の者の氏名
- (3) 傍聴人の数
- (4) 会議資料の名称
- (5) 会議の次第
- (6) 会議の結果
- (7) 会議に出席した者の主要な発言
- (8) その他会長が必要と認める事項

2 前項の規定による会議録の公表は、杉並区公式ホームページへの掲載により行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、非公開とした会議の会議録は、公表しない。

(庶務)

第4条 杉並区教育振興基本計画審議会（以下「審議会」という。）の庶務は、教育委員会事務局庶務課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

- 1 この規則は、令和2年7月1日から施行する。
- 2 この規則は、杉並区教育振興基本計画審議会条例第2条第1項の規定による答申が行われた日の翌日に、その効力を失う。